

## 予算執行の効率性の向上等に向けた職員からの提案に対する対応について

通番	提案項目	提案内容	提案に対する対応
1	国費物品の購入方法について	<p>国費、県費を問わずに、一括購入できるものは、本庁や本部において一括購入し、各県や各所属へ配分させることにより、単価を落とすことが可能ではないかと考えられることから、消耗品費等についても、本庁が一括購入し、各県へ管理換するようにすべき。</p>	<p>警察庁においては、一括調達による経済性、規格、性能の統一性、地方における調達の困難性等を考慮しながら、従来から中央調達により、一括して物品の調達を行っているところであるが、今後も案件毎に内容を精査し、予算要求原課と連携を図りながら、中央調達物品の拡大について検討していくこととする。</p> <p>都道府県警察については、「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について」(平成21年11月12日付警察庁丙会発第142号)において、計画的かつ効率的な予算執行等に当たって都道府県警察等が検討すべき事項として、警察本部会計課による一括調達等について取り上げているところであり、また、一部の県では、既に知事部局や警察本部による一括購入が実施されている例もあることから、引き続きこれらの取組みが推進されるよう指導に努めていくこととする。</p>
2	駐在所報償費の支給額について	<p>地方財政計画に定められている駐在所家族報償費の額が活動実態より高額に設定されすぎていると感じている。 各県とも支給額について疑問を持っているのではないかと。</p>	<p>駐在所報償費については、駐在所勤務員の配偶者が、勤務員不在の場合における警察業務の事実上の代行や地域コミュニティ活動への参加など、心理的負担が大きい業務を遂行している労苦に報いるためのものであり、地方財政計画で定められている駐在所報償費の額が活動実態より高額であるとは考えていない。 各県においても基本的には地方財政計画と同等の予算措置が講じられているところである。</p>
3	国費事件捜査に使用する私有車両の燃料費について	<p>私有車両を国費事件捜査に使用する場合の燃料費の支給方法について、各県の処理方法にバラつきがあるため、統一が必要と考える。</p>	<p>私有車両は極めて限定的に使用するべきと考えるが、やむを得ず、私有車両を国費事件捜査に使用する場合の燃料費については、都道府県警察が支弁する経費として区分された上で国庫補助金の対象とされていることから、各県において、各県の事情に則し支給方法を定めることが適当であると考え。</p>
4	パトカーの車種について	<p>パトカーは、その多くがクラウンとなっているが、外部の立場で考えるとパトカーなどはクラウンである必要があるのか、疑問である。維持費の面では、クラウンはクラウンである。 燃費の良い車(少なくとも、誰が見ても高級車に属していない)を選択するべきではないかと。</p>	<p>パトカーは、警察活動に必要な各種装備を積載し、現場急行・追跡等を行う性能が必要なことから、その性能を満たす車両を一般競争入札で調達しているが、調達に当たって特定のメーカー・車種を限定しているものではない。 なお、パトカーの車内装備については、市販車とは異なり、必要最低限のものとしている。</p>

予算執行の効率性の向上等に向けた職員からの提案に対する対応について

5	都道府県警察費補助金(一般行政費補助金)の内示の前倒しについて	<p>警察庁からの補助金内示は4月中旬であるため、都道府県の予算編成の段階では都道府県警察費補助金(一般行政費補助金)の額が確定せず、結果的に都道府県で議決する歳入予算との差が生じることにより都道府県予算の効率的な執行ができない状況にある。</p> <p>そのため、ある程度の内示額を都道府県予算の決定前に内示することができないか。</p>	<p>国における予算編成スケジュールと都道府県における予算編成スケジュールを考えた場合、都道府県予算が決定する前に都道府県警察費補助金(一般行政費補助金)の額を内示することは困難である。</p>
6	都道府県警察の予算措置を考慮した改正法律の施行について	<p>道路交通法など、法律改正があった場合、都道府県予算措置が必要となるケースが多くある。しかし、都道府県予算の大枠は前年度中に決まり、法改正に係る経費の詳細が判明しないままの予算編成となり財政当局の理解を得ることができないなど、不都合が生じている。</p> <p>また、当該年度においては法律改正に対処するために他の予算執行を留保するなど、結果的に予算の駆け込み執行につながっている。</p> <p>そのため、都道府県予算編成に間に合う時期までに、法改正に伴う経費の積算が可能となるおおまかな情報提供や施行までの実施期間に幅を設けるなどできないか。</p>	<p>都道府県警察の業務に影響を及ぼす法律改正については、これまでも都道府県警察を対象とした説明会等を通じ、必要な情報提供に努めてきたところであるが、引き続き、円滑な法律の施行に向け、都道府県警察に対する情報提供等に努めていくこととする。</p>
7	モデル事業の展開方法について	<p>モデル事業を開始するにあたっては、現在よりも小規模で先行モデルを展開し、そこでの効果検証を分析し問題点の解消等を行った後、本格的なモデルを実施してみてもどうか。</p> <p>先行モデル事業ではモデル実施期間や効果検証期間を予め定め、予定の効果が期待できない時は、きっぱりと廃止するなど柔軟な運用を図る。</p> <p>また、モデル事業である以上、本格実施の場合においても予め終期は設定し事業の移管先が見つからなくても、これは厳格に守る。(設備投資が伴う補助事業でモデル事業を実施した場合は途中廃止に係る特段の配慮を設定する。)</p>	<p>警察庁では、モデル事業の実施に当たっては、効果の検証に必要な最低限の事業規模となるよう配慮し、また、継続事業については、継続の必要性について十分検討を行った上で実施しているところである。</p> <p>また、平成22年度予算においては、「行政刷新の観点から今後に臨む基本姿勢」(平成21年11月行政刷新会議決定)における「モデル事業継続の見直し・排除」を受け、事業内容・規模の見直しを図るなど所要の見直しを行い、平成23年度予算概算要求に当たっても、行政事業レビューの結果を踏まえて行ったところである。</p> <p>なお、モデル事業実施期間経過後における各種資機材の有効活用方策等については、引き続き、モデル事業実施前に都道府県警察と十分に協議するよう努めていくこととする。</p>